

第7章 省エネ・環境

2025年1月に開催された全国生態環境保護活動会議では、汚染対策やカーボンニュートラル実現に向けた取り組みを引き続き進め、科学技術を活用し一体型の監視ネットワーク構築を推進して行くことなどが示された。新エネルギーの利用推進を謳う「エネルギー法」が初制定され、2025年1月から施行された。CO2排出コントロール、カーボンフットプリント管理体系構築計画、危険廃棄物リストの改定等が打ち出され、今後も法整備が進むと考えられる。法の実効性を高めるため、情報公開の徹底、監視体制の強化や取り締まりなどの面での厳格かつ公平な執行が求められる。

また、日系企業としては省エネ・環境改善や法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、対応する際に問題点が発生することもあるため、関連業界・企業との情報交換、関係国の政府機関との調整も十分に行うことを要望する。

省エネ・環境問題の現状

2025年の政府活動報告

2025年3月に開催された第14期全国人民代表大会第3回会議における政府活動報告では、主要汚染物質排出量の減少、水質汚染の改善、GDP1単位当たりのエネルギー消費量が3%を超えた減少を達成したことなどを評価しつつ、炭素排出削減・汚染対策・緑化・経済成長をバランスよく推進し、経済・社会発展の全面的グリーン化を加速するとしている。

大気汚染の現状

生態環境部の発表等によると、2024年における大気汚染の状況は中国全体で見ると安定した改善を示し、主要汚染物質濃度と大気の優良日数比率は政策目標を達成した。PM2.5濃度は全国平均 $29.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ と前年比で2.7%減少し、大気質量の優良日数比率は87.2%と前年比1.7ポイント増となった。各地域のPM2.5の平均濃度をみると、京津冀および周辺地域は42.2マイクログラム（前年比0.9%減）、長江デルタ地域は33マイクログラム（前年比0.9%減）、汾渭平原は39.6マイクログラム（前年比4.8%減）となっており、2013年の平均値（京津冀で106マイクログラム、長江デルタで67マイクログラム）と比較すると長期的には着実な改善が見られる状況である。

カーボンニュートラルの実現に向け

気候変動対策としてCO2削減が国際的な政策課題とな

る中で、カーボンニュートラルの実現に向けた日中協力に対する期待も高まっている。2024年11月には第17回日中省エネルギー・環境総合フォーラムが開催され、水素エネルギーの活用や省エネ・CO2削減、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みなど27件の新規プロジェクトが調印に至り、2006年から累計で457件の日中間の協力案件が成立している。中国におけるCO2削減等のグリーン市場に日本企業がより効果的に関与・貢献できるように、今後も積極的な関連情報の提供・交流促進が行われることを期待したい。

電力の供給制限

2021年以降各地で電力供給が制限され、工場の輪番停電などにより日系企業の生産にも影響を及ぼす事例が見られた。電力制限の背景としては、CO2削減などを目的としたエネルギー消費を抑制する政策に基づく規制や、石炭など資源価格の高騰、旱魃や気候変動による水力発電などへの影響が考えられる。2024年も一部地域では電力需給が逼迫した状況が見られ、一部地域では企業自家発電に1元/kWhの補助金が出されるなどの事例も生じた。急な電力制限は企業の生産活動・業績に大きな影響を与え、生産設備や取引先への影響も懸念されるものとなる。企業への影響を最小限にするために、電力制限を極力回避する体制づくり、やむを得ず制限をする際には十分な準備時間を持たせた事前通知の徹底など、影響を最小限に留めるよう配慮をいただきたい。

最近1年の間に公表された主な政策動向

経済社会の全面的なグリーン転換を加速する意見

2024年8月に中国共産党中央委員会、国務院から公表。産業構造の高度化、エネルギー転換、環境保護、政策支援、技術革新を通じたグリーン経済の推進。2030年までに重点分野のグリーン転換に一定の成果を獲得し、2035年に低炭素循環経済を確立。

中華人民共和国エネルギー法

2024年11月8日公布（2025年1月1日施行）。初のエネルギー基本法。エネルギー計画、開発利用、市場体制、備蓄と緊急対応、技術革新を明確化し、エネルギーの低炭素転換を促進。水力発電、風力発電、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー、水素エネルギーなどの再生可能エネルギー開発を優先する一方、化石燃料の合理的でクリーンかつ効率的な利用を奨励。

2024-2025年 省エネ・炭素削減行動計画

2024年5月に国務院より発表。エネルギー、産業、建築、交通分野で化石燃料削減や省エネ対策を展開。2025年までに非化石燃料の消費割合を20%へ引き上げる。

大規模設備更新・消費財買換え促進行動計画

2024年3月に国務院より発表。産業・農業・建築・交通の設備更新やリサイクル促進。2027年までに関連投資規模を2023年比25%以上拡大。

炭素排出ダブルコントロール制度構築加速計画

2024年8月に国務院より発表。総量と強度の両面から炭素排出の管理制度を整備。2025年までに統計体系を確立し、「十五五」計画の準備を進める。

カーボンフットプリント管理体系構築実施計画

2024年5月、生態環境部など15部門から発出。2027年までに100種類の製品のカーボンフットプリント基準を策定し、2030年には国際基準と整合化。

グリーン低炭素発展のための金融支援強化指導意見

2024年3月、中国人民銀行等7部門から発出。5年以内に国際水準のグリーン金融システムを確立し、2035年までに成熟した政策体系を構築。

国家危険廃棄物リスト (2025年版)

2024年11月、生態環境部など5部門から発出、2025年1月1日施行。危険廃棄物管理の基準となる最新リスト。現行版は同時に廃止。

電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 (中国版 RoHS)

大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削減し環境汚染を低減することを目的に2007年から施行されていた「電子情報製品汚染制御管理弁法」

(旧中国版RoHS) に代わり、「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」(現行の中国版RoHS) が2016年1月21日に公布、同年7月1日に施行されており、その対象は、電子情報製品だけでなく、白物家電製品、照明機器、電動工具等を含む電器電子製品に拡大され、次のような制度となっている。

- (1) 対象有害物質：鉛、水銀、カドミウム（およびそれぞれの化合物）、六価クロム化合物、PBB、PBDE
- (2) 対象品目：電器電子製品、旧中国版RoHSの電子情報製品に加えて白物家電製品、照明機器、電動工具等の広範囲な電器電子製品に拡大されている（Q&Aで例示や対象外となるものについて説明あり）
- (3) 制度の概要：すべての対象品目に適用される「第1ステップ」と目録により指定された品目が対象となる「第2ステップ」がある。

[第1ステップ]

対象製品の設計および生産時に無毒・無害あるいは

毒性や害の少ないもの等を採用し市場に投入する場合、製品あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有害物質の名称、含有量等を注記すること。

[第2ステップ]

- ・ 汚染制御を重点管理すべきものとして製品を指定し、適用除外を除きその製品での有害物質の使用を制限し、含有したものの製造・販売を禁じる。
- ・ 有害物質使用制限について合格認定制度を設け、認証機関による認証の他に、企業の自己適合宣言も認められる制度が構築されており、2019年11月1日より公開された公共サービスプラットフォームに適合情報の報告を行うことになっている。対象品目は2018年3月12日付工業情報化部公告第15号で冷蔵庫、エアコン等12品目が示されている。2025年3月末までの中国版RoHS合格認定制度の公共サービスプラットフォームの登録状況（工業情報化部発表）は、登録企業数計1,387社、合格認定資料の登録数計1万8,853件、関連製品登録数計2万9,621件となっている。

中国版RoHSでは、対象有害物質の追加（フタル酸エステル4物質）に関する標準「電気電子製品中制限物質の限量要求（GB/T26572）」の改正シートが2024年6月29日公布、2026年1月1日から実施する予定である。

中国版RoHSに関するGB強制標準が新たに検討されており、2024年11月19日から2025年1月18日まで中国国内の公開意見募集が実施された。しかしながら2024年12月25日には、意見募集期間中にもかかわらず、意見募集稿をWTO/TBT通報するという、通常とは異なる手続が取られた。また標準ドラフトの策定においても、中国版RoHS関連の標準作成ワーキンググループ（WG）を積極的に参画していた日系企業だが、一部の標準検討会議に参加できないといった事態が生じた。しかしその後行った意見具申などにより、当局の担当者が直接話を聞く機会を設けるなどの配慮を行ったことについては評価したい。

2024年11月7日に東京で開催された「第5回日中電機・電子製品環境フォーラム」にて両国政府と産業界の意見交換が実施され、今後もこうした交流の継続が期待される。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例 (中国版 WEEE)

「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」(中国版WEEE) は、廃家電のリサイクルの促進を目的として2009年に公布され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目を対象に2011年1月1日から施行されたものである。このリサイクル制度は、対象製品の生産者および輸入業者がリサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金が支給されることにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。

対象製品は当初の5品目に加え、2015年2月に温水器、レンジフード、携帯電話、複写機、プリンター、モニター等が追加されて14品目となり、追加品目については2016年3月

から実施されることとなっていたが、2021年4月から実施の改定リサイクル料金表(財税[2021]10号)においても追加対象品目の詳細な定義、賦課金の徴収基準、補助金の額等が示されておらず、賦課金徴収等は開始されていない。

廃棄電器電子製品リサイクル制度の見直しが実施される見込みであるが、業界・企業の意見を配慮し、公平且つ合理的な制度を構築していただきたい。

環境汚染対策には、日本企業も誠心誠意取り組んでいくが、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、生態環境部、应急管理部、地方政府当局が企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。

<建議>

1. カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

① 日系企業の参入・貢献の実現に向けた機会創出

CO2排出削減に向け日系企業が積極的に協力・貢献できるよう、カーボンニュートラル実現に向けた環境政策・法整備に関する情報公開が徹底され、CO2排出権取引、グリーン電力取引、国家認証排出削減量 (CCER) に関するプロジェクト等の新たな施策や環境関連事業推進に対し、外資企業の平等な参入機会が確保されることを要望する。また、省エネ、再生エネルギー、CO2回収、DX等を行政と企業連合が積極的に推進するための窓口の設置、連携・合作のいっそうの推進に向け有力な事業パートナーと日系企業とのマッチング機会創出等を検討いただくよう要望する。

② 電力制限の回避と安定的な電力供給の実現

CO2排出削減に向けたエネルギー消費コントロール政策や気候の影響で、電力制限の指示により企業活動に大きな支障・機会損失が生じた事があった。企業への影響を軽減するため、停電実施の際の通知の早期化、スケジュールや削減目標の可視化、一律の制限を回避し環境貢献度の高い企業への制限免除や各企業の状況に配慮し企業生産・経済成長の支障とならない目標設定、需要に合致した安定的な電力供給を要望する。

③ 再生エネルギー活用に向けた奨励策の拡充

CO2排出削減のためには再生可能エネルギーの活用も重要であるが、過去には導入にかかわる補助金の一部削減され、調達・活用が以前より困難となった。今後も活用促進のため再生エネの使用を拡大する企業に対する税制優遇策など各種奨励策を要望する。また、電力制限に対応するための発電機リースや自然エネルギー導

入、エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充を要望する。

④ 自動車業界における重複規制の回避

自動車業界にはダブルクレジット規制 (CAFC/NEV規制) が既に導入され、CO2削減に向け成果を上げているところ、別途CO2規則の導入が議論されている。今後、CO2規制を検討される際には2重規制となり過重な負担とならないように要望する。

⑤ 再生エネルギー証書の相互承認の実現

多様な再生エネルギー調達ルートを構築し、容易に利用できる且つ合理的な価格の再生電力を提供し、電力業界で再生エネルギー推進を含むグリーン改革を実現するため、例えば、国際再生エネルギー証書 (I-REC) と中国政府が承認する再生エネルギー証書 (GEC) の相互承認を要望する。また、積極的に再生エネルギーを導入するなど、カーボンニュートラル実現に向け先進的な取り組みを実現した企業に対し、税金面優遇や表彰など奨励政策の実施を要望する。

⑥ 排出権取引市場拡大施策の調和のとれた実施

2021年から全国排出権取引市場における取引が開始され、今後対象となる業界の範囲が広げられる予定であるが、関係事業への影響についての予見性、蓋然性を持つことができるよう、今後とも外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めることを要望する。

2. 環境対策

⑦ 環境プロジェクトへの日系企業参入に向けた配慮

中国各都市における環境汚染は年々改善されているものの、大気汚染、水質汚染、土壌汚染などの環境問題への対策が引き続き求められる。中国の環境問題改善のためには、生態環境部および各地方政府のプロジェクトへのさらなる日系企業の参加とその技術・設備の導入・普及が寄与することが期待される。優れた製品や技術を普及させる観点から、規制やプロジェクトに関する情報を早期に公示するなど、企業が申請や提案を検討するための十分な時間を持てるようにすることを要望する。

⑧ 急な生産停止措置の回避

環境基準の格付けが低いことを理由に一部工程の稼働が制限されると通知を受け対応に苦慮した事例があった。生産活動に影響する案件は早めの通知や救済処置を設けていただきたい。引き続き、AQI警報発令による生産停止措置に関し、文書等での通知がなく個別連絡にて通知が行われており、即時対応は生産計画への影響が大きくコスト面においても苦慮している。安全な生産体制の確保ならびに損失を防ぐた

め、通知については予報に基づく事前通知を原則とし、発令については時間的余裕を持たせ文書等で通知を行うことを要望する。

⑨ 行政指導等の法令等に基づく統一的基準による実施

2015年1月から施行されている「環境保護法」等によって、法令違反をした企業に対する罰則は強化されている。日系企業が法令遵守を適切に行うにあたり、当局による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。

⑩ 新規法令等策定時の企業運営への配慮

生態環境部等において省エネ・環境関連の政策・法律・計画の策定をする際、外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めるとともに、実施細則等の規制の整備や解釈の明確化、問い合わせ窓口の明確化が引き続き必要である。また、新たな規制を執行する際、地方毎、局毎のGB、DBとの統一性を持たせたうえで、既存設備への適用については、企業の能力を考慮しながら猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮を要望する。

⑪ VOC規制への対応負担軽減策

2020年に実施されたVOC規制（7つのGB規格）に関し、VOCs等の有害物質排出数値の低い生産企業もしくは十分な対策を取っている企業に対し操業制限措置が免除される施策が打ち出されたことは評価するが、対象企業に認定されるための費用が負担となるため軽減策を求めたい。

⑫ 国際的なルールと常識に則った標準検討

中国版RoHSに関するGB強制標準の中国国内での意見募集が完了する前に、意見が反映されていない意見募集稿がWTO/TBT通報されるという手続が取られた。これは意見募集の形骸化につながる恐れがある。については、国内および国際ルールに従った、公正で透明性の高い標準作成のプロセスをとるよう要望する。

⑬ 日系企業に公平的な標準作成・検討機会の確保

中国版RoHS関連の標準作成ワーキンググループ（WG）に参画していたにもかかわらず、一部の日系企業は標準検討会議の開催について情報提供されないということがあったが、これは外資企業にも標準策定に参加する機会が公平に与えられるとする中国政府の考えに反するものである。今後、このような標準策定作業に当たって

は、日系企業を含む外資企業に対して公平に標準作成・検討の機会を与えるよう要望する。

⑭ 生物多様性保護技術の導入促進

COP15で「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されているが、生物多様性保護はグローバル的な問題点として注目されていると同時に、資金面や技術面ではさまざまな課題を抱えている。一部日系企業では「協生農法」のような生物多様性保護技術を活用した取り組みを行っているところだが、今後も外資企業との生物多様性保護技術の交流や技術導入を促進、税金面での優遇政策など政策面および経済面の優遇政策を要望する。